

## W T O 農 業 交 渉 等 に 関 す る 要 請 決 議

W T O 農 業 交 渉 は 平 成 2 0 年（2 0 0 8 年）7 月 の 閣 僚 会 議 で 「 決 裂 」 して以降、膠着状態に陥っているが、この間、各種国際会議の席上、合意形成に向けた話し合いが断続的になされ、予断を許さない状況が続いている。

平成20年（2008年）7月の閣僚会議におけるラミー事務局長の調停案は、わが国農業にとって極めて厳しい内容であったが、具体的な議論に入る前に、交渉は途上国向けのセーフガードをめぐって難航し、「決裂」に至った。

国際的な穀物需給のひっ迫と価格高騰が依然続くなかで、わが国の食料安全保障を実現するためには食料自給力の強化が不可欠である。そのためには、上限関税の阻止と十分な重要品目数の確保、関税割当拡大に対する柔軟性について、途上国をはじめ各国の理解をこれまで以上に強く求めていくことが重要である。

W T O 農 業 交 渉 に お い て、政 府 ・ 国 会 は、わ が 国 の 提 案 の 基 本 理 念 で あ る 「 多 様 な 農 業 の 共 存 」 が 可 能 と な る 貿 易 ルール の 確 立 に 向 け 全 力 で 取 り 組 む よ う、下 記 の と お り 強 く 要 請 す る。

また、膠着するW T O 農 業 交 渉 の 一 方 で、E P A ・ F T A 交 渉 を 各 国 と 進 展 さ せ る 動 き が あ る が、厳に慎重な対応で臨むことを強く要請する。

### 記

#### 1. W T O 農 業 交 渉 の 枠 組 み の 転 換

今日のW T O 農 業 交 渉 は、農 産 物 の 過 剰 下 で ス タ ー ト し た も の で あ る が、昨今の世界的な食料価格の高騰等情勢は一変しており、各国とも、自国の食料自給率の向上を中心に食料安全保障の確立に努めている。一方で、W T O 農 業 交 渉 に お け る 貿 易 自 由 化 を 一 層 推 進 す る 枠 組 み は、日 本 等 食 料 輸 入 国 の 農 業 生 産 を 弱 体 化 さ せ る も の で あ る。

このため、国内農業生産を基本にすえた食料安全保障を確立するためには、W T O の 枠 組 み を 転 換 し 「 多 様 な 農 業 の 共 存 」 を 基 本 理 念 と す る わ が 国 提 案 の 実 現 を 図 り、輸 入 国 に お け る 農 業 ・ 農 村 の 維 持 ・ 発 展 が 可

能となる公平・公正な貿易ルールを確立すること。

## **2. 上限関税の阻止と重要品目数の確保等**

わが国に大打撃を与える上限関税の設定を絶対に阻止すること。さらに、重要品目数については、十分な数を確保するとともに、関税削減と国内支持の柔軟性を確保すること。

## **3. ミニマム・アクセス米の抜本的見直し**

ミニマム・アクセス米について、「義務的輸入」とする政府統一見解とWTO農業協定との関係について検証し、その取り扱いを抜本的に見直すこと。

また、重要品目とりわけ米の関税割当の拡大を最小限に抑えるよう徹底した交渉を行うこと。

ミニマム・アクセス米の処理方法については、食料不足国への人道的な食料援助や売却など新たな仕組みについて検討すること。

## **4. 国際的な「米備蓄・支援システム」の構築**

国際的な食料の需給変動に対応するため、アジア・アフリカにおける「米備蓄・支援システム」を構築するなど、国際的な食料の相互扶助の仕組みについても検討すること。

## **5. EPA・FTA交渉の慎重な対応について**

現在、わが国は韓国、オーストラリア等5カ国・地域と交渉中であるが、従来通り、農業に対する十分な配慮に基づいた慎重な交渉を進めること。